

町田市福祉のまちづくり総合推進条例施行規則の改正及び 整備基準等マニュアルの改訂について

1 町田市福祉のまちづくり総合推進条例施行規則の改正

(1) 規則改正の概要

東京都福祉のまちづくり条例施行規則の改正（2023年10月施行）に伴い、都の整備基準に対して市の基準を同等以上とする、及び市の現行規定においてさらなる整備等を促進するため、規則の一部を改正します。

<参考>独自条例を定めている区市（2023年4月現在）
町田市、新宿区、世田谷区、練馬区、府中市、調布市、小平市、日野市、狛江市
※都のまちづくり条例に基準を上乗せ、追加等
※上記の区市では、東京都福祉のまちづくり条例は適用除外(都条例第29条)

(2) 規則改正（改正予定の案を含む）の主な内容

- ・ 建築物、共同住宅等、小規模建築物、公園、公共交通施設の「みんなのトイレ（車椅子使用者用便房）」の名称変更。
- ・ 建築物の宿泊施設（一般客室）の浴室等前の通路幅について新しく規定。
- ・ 道路編の視覚障害者誘導用ブロックの敷設について、「輝度比を確保するための設置例」「踏切道の設置例」の追加。 など

2 町田市福祉のまちづくり総合推進条例整備基準等マニュアルの改訂

(1) 整備基準等マニュアルとは

町田市福祉のまちづくり総合推進条例の目的や考え方に基づき、すべての人が施設を安全かつ快適に利用できるよう定めた整備基準及びより高い基準となる望ましい整備について、解説・図解したものです。

現行のマニュアルは町田市ホームページをご覧ください。検索窓に「町田市 福祉のまちづくり マニュアル」と入力すると、検索されます。

URL : <https://www.city.machida.tokyo.jp/iryu/machi/machidukurimanual-kenchiku.html>



－建築物・共同住宅等－



－道路・公園・公共交通施設・路外駐車場－

町田市ホームページの URL



(2) マニュアル改訂の概要

1の規則改正及び東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルの改訂に合わせて、整備基準等マニュアルを改訂します。

※ 主な改訂内容は、規則改正の内容と重複するため省略します。